

盛岡保健所長告示第7号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成18年8月18日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101750	訪問看護ステーションもりのみやこ	盛岡市志家町10番30号 吉田マンション102号室	盛岡市浅岸大塚20番地 1大塚ビル2階	平成18年6 月19日
0362100026	訪問看護ステーションゆとりが丘	岩手郡滝沢村大釜字上竹 鼻123番地4	岩手郡滝沢村滝沢字土 沢558番地	平成18年8 月1日